### 一般社団法人アフリカ開発協会 コンプライアンスポリシー

### 第1章 総則

### 第1条(目的)

この規程は、一般社団法人アフリカ開発協会(以下、「協会」という)の経営理念や行動指針に基づきコンプライアンスに関する基本事項を定め、これを適切に運用することにより、コンプライアンスの徹底と協会の社会的信用の向上を図ることを目的とする。

### 第2条(適用範囲)

この規程は、協会の全ての役員と職員(正規職員、契約職員、パートタイマー、ボランティア職員)、その他協会内にあって直接、間接に協会の指揮監督を受けて協会の業務に従事している全ての者(以下、「職員等」という)に適用する。

# 第3条(定義)

本規程におけるコンプライアンスとは、協会が行うあらゆる活動の局面において、関連する法令、条例、契約、内部規程、業務マニュアル等の明確に文書化されたルール及び、明確に文書化されていないが暗黙の社会良識、企業倫理(以下、「法令等」という)の遵守をいう。

# 第2章 コンプライアンスへの取り組み

# 第4条(法令知識の習得)

職員等は、自らの職務を規制している法令等について、日常常に正しい知識を習得するように努めなければならない。

# 第5条(会長理事の責務)

会長理事は、コンプライアンスへの取り組みを経営の重要な基本方針の一つ として、コンプライアンス推進体制の整備及び維持向上に努めなければならない。

# 第6条(職員等の義務)

職員等は、自らの職務に関連する法令等を誠実に遵守して職務を遂行しなければならない。

- 2. 自らの職務を規制している法令等が不明である時は、社会的良識や法人倫理に基づいて行動しなければならない。
- 3. 役員は、自ら率先してコンプライアンス行動をとり、他の職員の模範とならなければならない。

### 第7条(禁止事項)

職員等は、次に掲げることをしてはならない。

- (1)自ら法令等に違反する行為をすること
- (2)他の職員等に対し、法令等に違反する行為を指示すること
- (3)他の職員等に対し、法令等に違反することを教唆すること
- (4)他の職員等の法令等に違反する行為を黙認すること
- (5) 反社会的勢力との関係を持つこと、また、取引行為をおこなうこと
- (6)人種差別及びセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等のハラスメント行為をすること
- (7)汚職や収賄等の行為
- (8)業務上知り得た秘密情報の漏洩行為

#### 第8条(懲戒処分)

協会は、法令等に違反する行為をした職員を懲戒処分に付する。

- 2. 協会は、法令等に違反する行為をした役員を、厳正に処分する。処分の内容は、理事会の決議による。
- 3. 役員の処分として、役員の職を解く場合は、定款の定めに従う。

### 第9条(免責の制限)

職員等は次に掲げることを理由として、自らが行った法令違反行為の責任を 免れることはできない。

- (1)法令等について正しい知識がなかったこと
- (2)法令等について違反しようとする意思がなかったこと
- (3)協会の利益を図る目的で行ったこと

## 第3章 推進体制

## 第11条(コンプライアンス責任者)

協会のコンプライアンス責任者は、会長とする。

- (1)本規定の周知徹底をはかり、維持向上につとめる。
- (2)協会のコンプライアンス方針の策定、コンプライアンス推進プログラムの作成と実行、再発防止対応及び個別事案処理のための機関として、コンプライアンス責任者の下、理事会内にコンプライアンス委員会を設置する。

#### 第4章 通報受付窓口の設置

## 第12条(内部及び外部通報受付窓口設置)

協会は、コンプライアンス違反行為またはその恐れがある場合(以下、「コンプライアンス違反行為等」という)の通報(以下、「内部通報」という)に備えて、協会の内と外に内部通報受付窓口を設置する。

- 2. 協会内の内部通報受付窓口は、事務局とする。
- 3. 協会外の内部通報受付窓口は、協会の顧問弁護士事務所とする。

## 第5章 コンプライアンス違反への対応

# 第 13 条 (対応)

コンプライアンス委員会は、報告を受けたコンプライアンス違反行為等を報告 し、以後の対応についてコンプライアンス委員会に委ねる。

- 2. コンプライアンス委員会は、相談または通報を受けたコンプライアンス違反行為等についてその事実関係を調査し、対応をする。
- 3. コンプライアンス委員会は、調査する内容によって、関連する部門のメンバー、外部の専門家からなる調査チームを設置することができる。

# 第 14 条 (報告)

コンプライアンス委員会は、コンプライアンス違反行為等につき、随時、理事会 に報告をするものとする。

# 第 15 条 (処分)

コンプライアンス委員会は、調査の結果、コンプライアンスに違反、或いは相当する行為であることが明らかになった場合、会長の決裁を経て、処分する。尚、違反行為者が役員の場合は、会長は速やかに理事会を招集して処分を理事会に委ねるものとする。

## 第16条(是正処置)

コンプライアンス委員会は、是正措置及び再発防止策等を講じる必要がある場合は、会長に対して是正措置を講じることを指示する。

## 第7章 その他

# 第17条(本規定の改廃)

本規程の改訂、廃止は、理事会が発案、決議をもって行う。